

【水銀温度計は現在もまた 2020 年以降についても問題なくご利用いただけます】

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一時採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を求める条約です。2013 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で、採択署名が行われました。そして 2015 年 6 月に水銀による環境汚染の防止に関する法律が可決成立しています。

私ども組合では、この法律により 2020 年末から製造、販売に関しての適用を受けることとなります。

先ず皆様にご理解いただきたいことは、現在ご利用いただいております水銀温度計は、現在もまた 2020 年以降についても問題なくご利用いただけます。2020 年以降は、製造について一定の条件のもと、製造申請、許可を受け対応することとなります。ただし、法律により適応除外に該当する水銀温度計は従前通り製造することが出来ます。具体的には、研究、計測器の校正及び参照を目的とする製品、非電気式で高精度の測定に使用されるものは除外としています。

是非、皆様のご理解の基、ガラス製温度計のご利用をお願いいたします。そして、水銀温度計のご利用にあたり、水俣条約と水銀による環境汚染の防止に関する法律のご理解を改めて、お願い申し上げます。